入　札　説　明　書

宇陀市役所本庁舎外３３施設で使用する電気の供給に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書による。

１　競争入札に参加する者に必要な資格

この入札には、次に掲げる全ての要件を満たしている者が参加することができるものとする。

（１）　宇陀市の令和８年度物品購入等競争入札参加資格審査を受けた者。（主な営業種目に電力調達の登録があること）

（２）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、次に掲げる者はこの要件を満たすものとする。

①　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、宇陀市の入札参加資格審査を受けたもの。

②　民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、宇陀市の入札参加資格審査を受けたもの。

（４）　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第３条第１項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第１６条の２第１項の規定による特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

（５）　調達物件を所定の場所に納品できる者で、当該業務又はこれと同種の業務の実績を有する者であること。

（６）　宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

２　競争入札参加資格の確認

（１）　開札後、落札候補者となった者は、次のとおり一般競争入札参加申請書等を提出しなければならない。

①　一般競争入札参加申請書（別紙様式第１号）

②　安定供給確約書（別紙様式第２号）

③　電力供給実績一覧表（別紙様式第３号）

（２）　提出の方法　持参又は郵送　郵送の場合は一般書留郵便若しくは、簡易書留郵便のいずれかの方法による。　※封筒には「電気供給入札参加資

格確認申請書在中」と朱書きのこと。
（３）　提出の場所　〒６３３－０２９２
奈良県宇陀市榛原下井足１７番地の３
宇陀市総務部総務課
（４）その他
①　提出された参加申請書等については、競争入札参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
②　提出された参加申請書等は返却しない。
③　参加申請書等が提出された後、さしかえ、追加、再提出は認めない。
④　作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

3　入札説明書、仕様書等に関する質問

入札説明書、仕様書等に質問がある場合には、ファクシミリにて提出すること。なお、質問書を送付した場合は、下記担当者に必ず電話連絡をすること。（質問が無い場合は、その旨のファクシミリ、電話連絡の必要はない。）

（１）	質問書受付日時	令和８年２月９日（月）午後１時まで
（２）	提出先及び担当	宇陀市総務部総務課　東峯
		電　　　話　０７４５－８２－１３０２
		ファクシミリ　０７４５－８２－３９００
（３）	回答	質問があった場合は、令和８年２月１２日（木）午後４時までにファクシミリにて回答する。

4　入札の方法等

（１）　郵便による入札
入札書の送付は、一般書留郵便若しくは、簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。
（２）　開札の立ち会い
①　入札参加者で、当該開札の立ち会いを希望する方は、各入札参加者につき１名に限り開札に立ち会う事ができる。
②　立会人は、入札参加者または入札参加者の委任を受けた代理人でなければならない。この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることはできない。また、同一入札において、２者以上の代理人となることもできない。
③　立ち合いを希望する場合は、開札の開始時間までに開札会場に集合のこと。※委任状（様式５号）を持参しない代理人は、立ち合いをする事はできない。
（３）　入札は、１年間の総計金額で行う。ただし契約は単価によるものとし、仕様書に示した月毎の契約電力及び使用予定電力に対して、入札者が設

定した契約電力に対する月額の単価（基本料金）及び使用電力量に対する単価（電力量料金）に基づき計算した総計によるものとする。（算定に当たっては、力率は１００パーセント、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。）なお、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を入札書に記載すること。なお、会社独自の料金割引制度がある場合は、様式第４号（C）欄に記載し、その積算資料を添付すること。

（４）　初回の入札で落札候補者がないときは、１回限りの再度入札を行う。

５　落札候補者の決定方法等

（１）　予定価格の制限の範囲内で、総計金額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

（２）　落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上ある場合は、ただちに「くじ」で決定する。

６　入札の無効

入札説明書に示した入札参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札までの間において上記１の要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札は無効とし、無効の入札をした者が落札候補者である場合は落札決定を取り消す。

７　入札書及び封筒の記載方法

（１）　入札書及び封筒は１枚とし、入札書を封筒に２枚入れた場合や封筒に記載している件名と、同封の入札書に記載されている件名が異なる場合などは、無効とする。

（２）　封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、裏面には差出人の住所、商号、を記載すること。なお、封筒の大きさは、長３（縦235×横120㎜）を標準とする。

（３）入札書の日付は、公告に明示されている「開札日」を記載すること。

《表面の記載例》

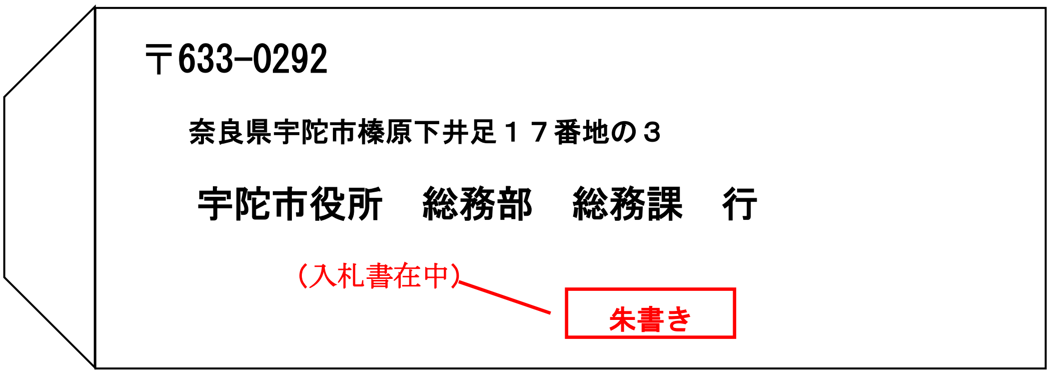

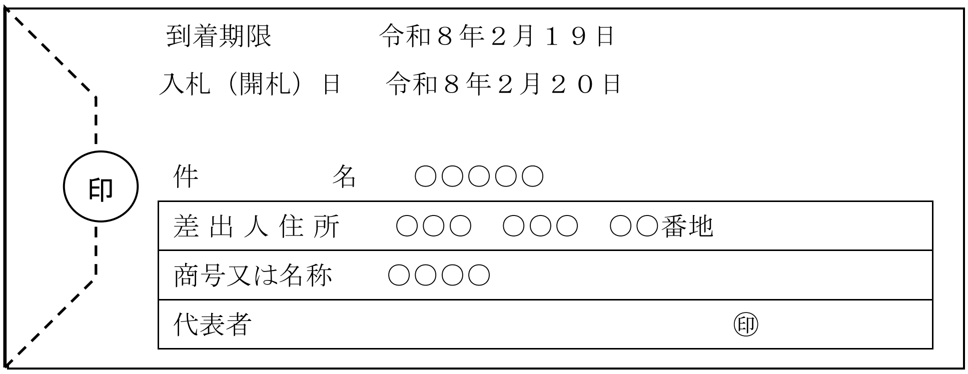

8　契約の不締結

　落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加資格停止を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

9　その他

　本電気の調達については、令和８年度予算成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては変更若しくは契約が出来ない場合があることを、あらかじめご了承ください。